



座間市における居住支援の取組 (生活困窮者自立支援制度を起点として)

座間市 福祉部参事 林 星一

神奈川県 座間市

【人口】 130,753人

【世帯数】 59,885世帯

(令和4年4月1日現在)

【面積】 17.57km²(4キロ四方)



【相談支援状況】

(令和2年度) 新規相談受付 1300件

⇒月平均 83.3件 (人口10万人当たり)

※ (参考) 全国平均 51.4件 (令和2年度)

16.2件 (令和元年度)

令和3年度新規相談受付

(4月~3月) 784件



**年齢・属性を問わず
幅広く相談を受け止める。
⇒「断らない相談支援」**

福祉部 生活援護課 生活困窮者自立支援事業 (生活困窮者自立支援法に基づく)

自立相談支援事業
(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)
無料職業紹介事業
生活困窮者自立支援制度助言弁護士
PSWによるアウトリーチ支援
フードバンクへの相談補助員配置

家計改善支援事業

就労準備支援事業

子どもの学習・生活支援事業
子ども健全育成支援員の配置
「居場所・学習支援の場づくり(地域づくり)」

一時生活支援事業/地域居住支援事業

ひきこもりサポート事業(居場所)(R3.6~)

黒字: 必須事業 赤字: 任意事業

「断らない相談支援」が包括的な支援体制をかたちづくる

生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業(H27.4~)
(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)

無料職業紹介事業(H27.11~)

家計改善支援事業(H28.7~)
被保護者家計改善支援事業(令和2年~)

就労準備支援事業(H29.10~)
被保護者就労準備支援事業(令和4年~)

子どもの学習・生活支援事業
(相談員配置H27.4~/居場所づくりH30.7~)

一時生活支援事業
地域居住支援事業(R2.4~)
(居住支援推進事業R1.7~R2.3)

自立相談支援事業(アウトリーチ支援)R2.8~

ひきこもりサポート事業(居場所)
(R3.6~)



庁内連携等による自立相談支援事業の利用勧奨

複合的な課題を抱えている相談者像の顕在化
初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

→1人当たり 3.88個

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・住まい不安定	20

「断らない相談支援」
自立相談支援事業
で受け止める

行政・制度だけでは
対応できない課題に直面

力を貸して下さい!

個別支援を通じて中間的就労
食料支援・居住支援など、
行政・制度だけでは対応できない課題の
解決のために地域の方々に協力を求めた。
→「支援の実態づくり」につながった。



「自立相談支援事業」
・経済的困窮 ・病気
・メンタルヘルス ・家族関係

「無料職業紹介事業」
・就職活動困難

「家計改善支援」
・家計管理の問題
・債務

「就労準備支援事業」
・社会的孤立 ・障害(疑い)

「一時生活支援事業/地域居住支援事業」
・住まい不安定

相談者の抱えている課題、
支援の実態の顕在化
→「事業化」へ

①庁内連携の取り組み：包括的支援体制構築WG

- 包括的支援体制構築研修「みんなが相談員～マルっとざま～」



包括的支援体制の担い手とは？

全職員



包括的支援体制構築のために重要なこと
～みんなが相談員～

包括的支援体制構築のためには、自課の職員であるだけでなく、座間市の「相談員」として、次のことを意識して対応する必要があります。

1. 丁寧に話を「聴く」
2. 自課に関することを丁寧に説明する
3. 他課に適切につなぐ
4. 他課・市役所全体の業務に関心を持つ

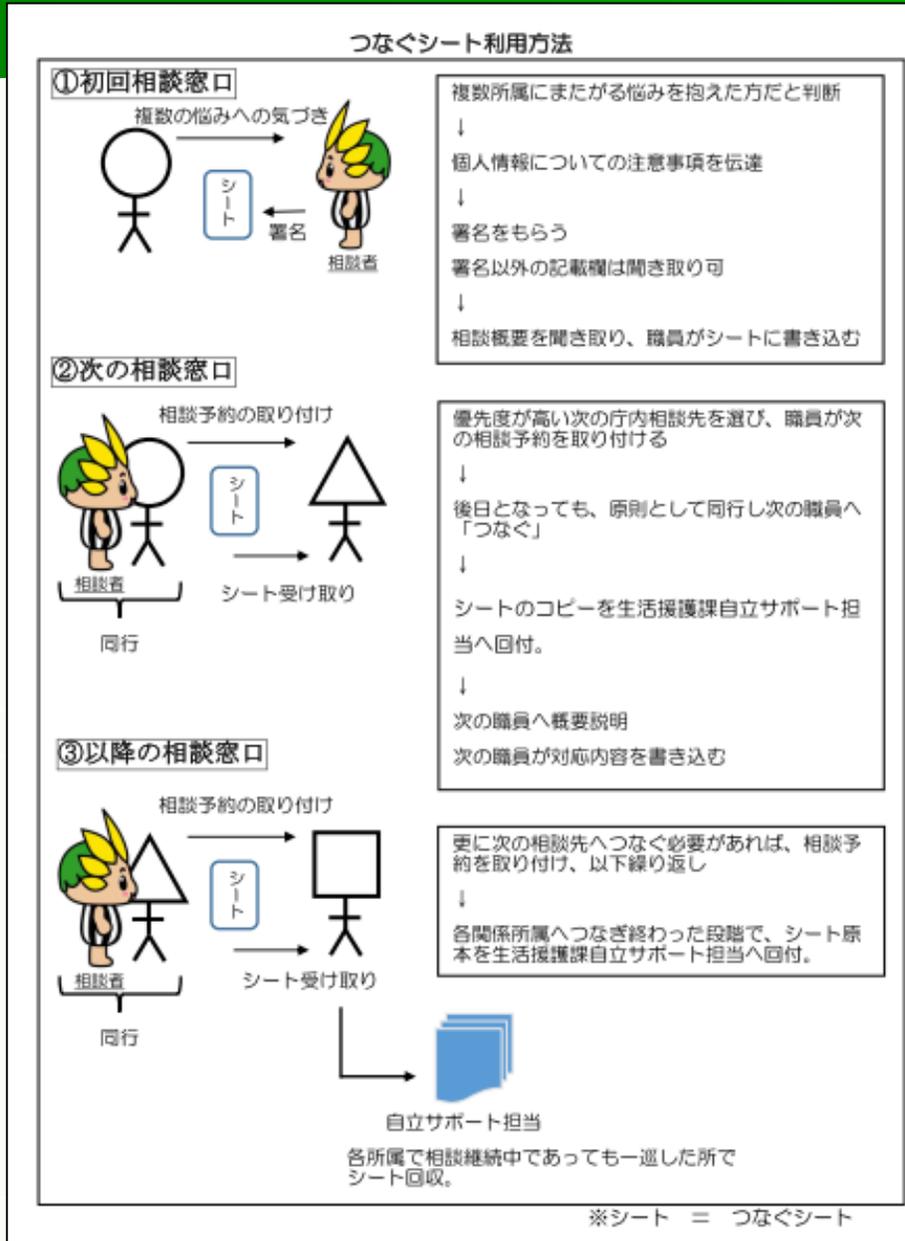
聴く

丁寧な説明

適切につなぎ

他課業務への
関心

①庁内連携の取り組み:「つなぐシート」



「つなぐシート」

東京都足立区の取り組みを参考にH30.9月より試行を経て実施。

相談者が多様な問題を抱えている場合一つの窓口での解決はなかなかできず複数窓口の案内が必要な場合もあるため、複数窓口間における連携をスムーズにするためにシートを作成。

複数窓口間における連携をスムーズにするためのシート。

※座間市自殺対策計画に基本施策として記載
※生活困窮者自立支援法第8条(利用勧奨)

つなぐシート

初回相談受付日	年 月 日	受付者	所属 氏名
---------	-------	-----	----------

■基本情報 (本枠内必須)
相談文書に当たり、相談内容を必要となる関係機関(倉)と共有することに同意します。なお、同意に当たっては、別紙の「個人情報取扱の取扱いについて」について事前を受けました。

フリガナ	姓 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏 名	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日 (歳)
住 所	〒 - - - - -	
電話番号	市区	番 号

連絡先 +相談 以外の場合	フリガナ 氏 名	相談者との関係	<input type="checkbox"/> 家族(本人との続柄:) <input type="checkbox"/> その他()
	電 話	- - - - -	

■家族構成

氏 名	続柄	生年月日	勤務先・学校名
	昭和 平成 令和 西暦	年 月 日 歳	
	昭和 平成 令和 西暦	年 月 日 歳	
	昭和 平成 令和 西暦	年 月 日 歳	
	昭和 平成 令和 西暦	年 月 日 歳	

■担当者記入欄
相談内容につけてください(複数可、優先度の高いものはO)。

病気や障害、障がい	住まい	収入・生活費
家賃やローンの支払い	税金や公共料金等の支払い、債務	生活金融
仕事探し、就職	仕事上の不安やトラブル	地域との関係
家族との関係、子どもからの暴力	子育て	介護
ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない

特記事項
(今回の対応)

担当者の継続相談 有・無

情報が必要と思われる部署

①「庁内連携」の取り組み：職員向け研修

7

R2年度はコロナ禍のため、オンライン研修を実施（全職員対象）

※庁内システムのアンケート機能を活用して実施。

The screenshot shows a web browser window with the URL <https://gw01sv.inside.city.zama.kanagawa.jp/scripts/dneo/zenquete.exe?cmd=enqindex#cmd=enqcddispp...>. The page title is "包括的支援体制構築研修 (みんなが相談員～マルっとぞま～)".

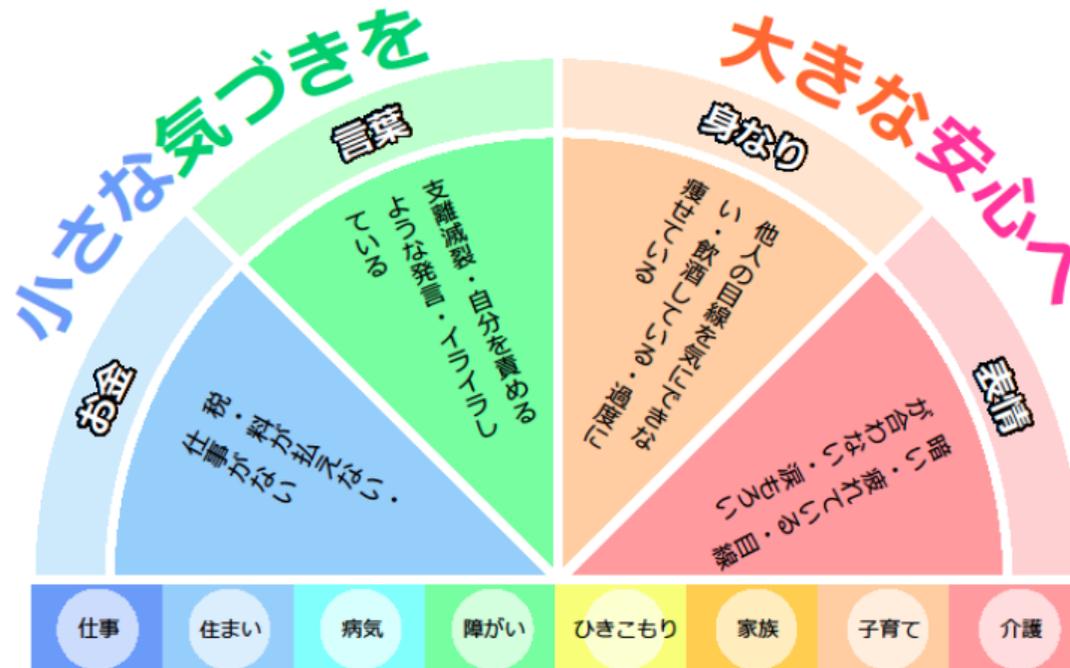
Below the title, there is a section for file uploads with the text: "下記の資料を読んで、Q 1～Q 6の設問に回答してください。" (Please read the following materials and answer questions Q1 to Q6). There are buttons for "選択" (Select) and "すべての選択を解除" (Clear all selections). A file named "①研修資料 (前半) .pptx" (1,273 KB) is listed.

Question 1 (Q1) asks: "次の文章を読んで (1)～(3)に入るものを□の中に入力してください。" (After reading the following text, input the answer for (1) to (3) in the boxes). The text describes the "包括的支援体制構築専門部会" (Inclusive Support System Construction Special Committee) and its goals. Below the text are three input boxes labeled (1), (2), and (3).

Question 2 (Q2) asks: "包括的支援体制構築のために重要なこととして適切なものを選択してください。(複数選択可)" (Select appropriate items as important for inclusive support system construction. Multiple selections are allowed). One option is visible: 丁寧に話を「聴く」こと (Listen to the speaker politely).

①庁内連携の取り組み:包括的支援体制構築WG

「相談チャート」(R2年度)職員の気づきを促すチャート
職場・全職員で共有し、カウンターの内側やデスクなどに



生活にお困りの方は、お金、病気、障がい、家族など、さまざまな問題を抱えています。
業務の中で接した市民の表情や態度、恰好などから、抱えている問題に気づき、必要な支援へつなげましょう。
あなたの「困りごとはありませんか？」が、市民の「どうしたらよいかわからない…」へ支援を届けます。
「市役所へ来れば何とかかなる！」身近で相談のしやすい窓口を目指しましょう。

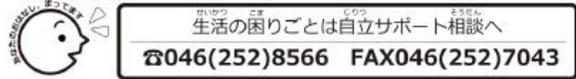
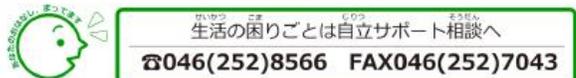
きづいてつなぐ 相談チャート

①庁内連携の取り組み: 包括的支援体制構築WG

「相談ロゴ」(R2年度)

印刷物に「ちょい出し」できる相談ロゴを作成

相談ロゴ

- ◆相談ロゴ(ふちあり)
 生活の困りごとは自立サポート相談へ ☎046-252-8566 Fax046-252-7043
- ◆相談ロゴ(ふちなし)
 生活の困りごとは自立サポート相談へ ☎046-252-8566 Fax046-252-7043
- ◆相談ロゴ(色付き)
 生活の困りごとは自立サポート相談へ ☎046-252-8566 Fax046-252-7043
- ◆相談ロゴ大(ふちあり)
 生活の困りごとは自立サポート相談へ ☎046(252)8566 FAX046(252)7043
- ◆相談ロゴ大(ふちなし)
 生活の困りごとは自立サポート相談へ ☎046(252)8566 FAX046(252)7043
- ◆相談ロゴ大(色付き)
 生活の困りごとは自立サポート相談へ ☎046(252)8566 FAX046(252)7043

国民健康保険税の納期内納付をお願いします!!

 ? 保険税を納めないでいるとどうなるの?

座間市マスコットキャラクター ゴマリん

本市では、納期限内に国民健康保険税を御納付いただいている納税者との公平性を保つため、財産調査を実施し、納付できる資力があるにもかかわらず御納付いただけない方に対しては、不動産、給与、売掛金、預貯金、生命保険、自動車等の差押えを執行します。

また、未納期間に於いて次の措置を取ります。

- ☐ 納期限を過ぎると…
①督促、催告を行います 延滞金を徴収する場合があります。
- ☐ それでも滞納が続くと…
②短期被保険者証を交付します 通常の保険証の代わりに有効期限の短い「短期被保険者証」を交付します。
- ☐ その後も滞納が続くと…
③資格証明書を交付します 保険証を返してもらい、代わりに国民被保険者の資格を証明する「資格証明書」を交付します。医療機関での支払いは、全額自己負担(10割負担)となります。
※資格証明書の交付世帯に属する高校生世代以下の被保険者には、引き続き短期被保険者証を交付します。

どうしても納付が困難なときは、お早めに御相談ください。



④ 就職等で勤務先の健康保険に加入された方は、御自身で国民健康保険を脱退する手続きをする必要があります。必要書類をお持ちのうえ国保年金課窓口にお越しください。手続きをしないと国民健康保険税の課税が続いてしまいます。手続きも納付もしない場合、差押え等の滞納処分を受けることがありますので、御注意ください。

座間市健康部国保年金課徴収係
電話 046-252-8383 FAX 046-252-7043

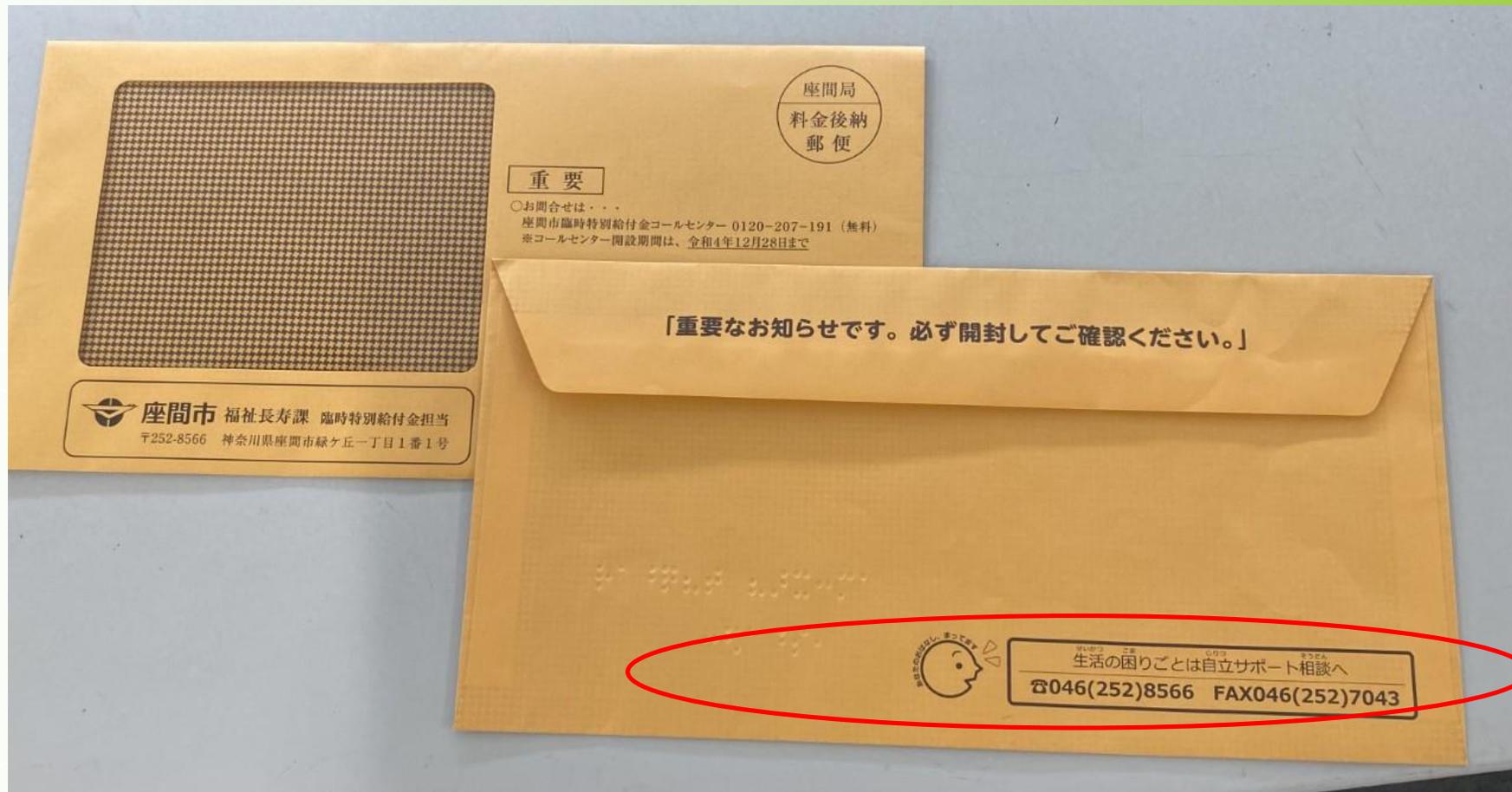
 生活の困りごとは自立サポート相談へ ☎046-252-8566 Fax046-252-7043

①庁内連携の取り組み:包括的支援体制構築WG

10

「相談ロゴ」(R2年度)印刷物に「ちょい出し」できる相談ロゴを作成

福祉長寿課 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和3年度) 封筒



①「庁内連携」の取り組み: 広報等

広報 ざま 【座間市のお知らせ】 No.1104
 令和2年(2020年) 8.1

●ひとり暮らし高齢者福祉特別付加金(2割)
 ●かんぽの森(2割)
 ●控室をしたかへ(4割)
 ●生ごみ処理費の個人輸入費(2割)
 ●福祉サービスの申請(2割)
 ●おまかせインフォメーション(7割)
 ●夜間救急費(2割)

「アウトリーチ支援」を開始
 「どうしたらよいか
 わからない」「へ
 支援を届けます」

どんな支援がありますか

- 専門相談員が無料し、どのようにしたらよいか、どのような支援が効果的か考えます。
- 一人一人の暮らしやペースに合わせて、何が必要か、何ができるかを一緒に考えます。
- 仕事、税金、住まい、健康、介護、精神の事など必要な支援と連携をします。

アウトリーチ支援とは

本人だけでなく、家族や介護者から相談のあった困難に対して、精神保健福祉の資格を持つ相談員が対応します。つらがりかたを伝えながら相談し、相談に付くことで、丁寧に課題解決を導き、必要な支援へつなげます。

こんな方がいませんか

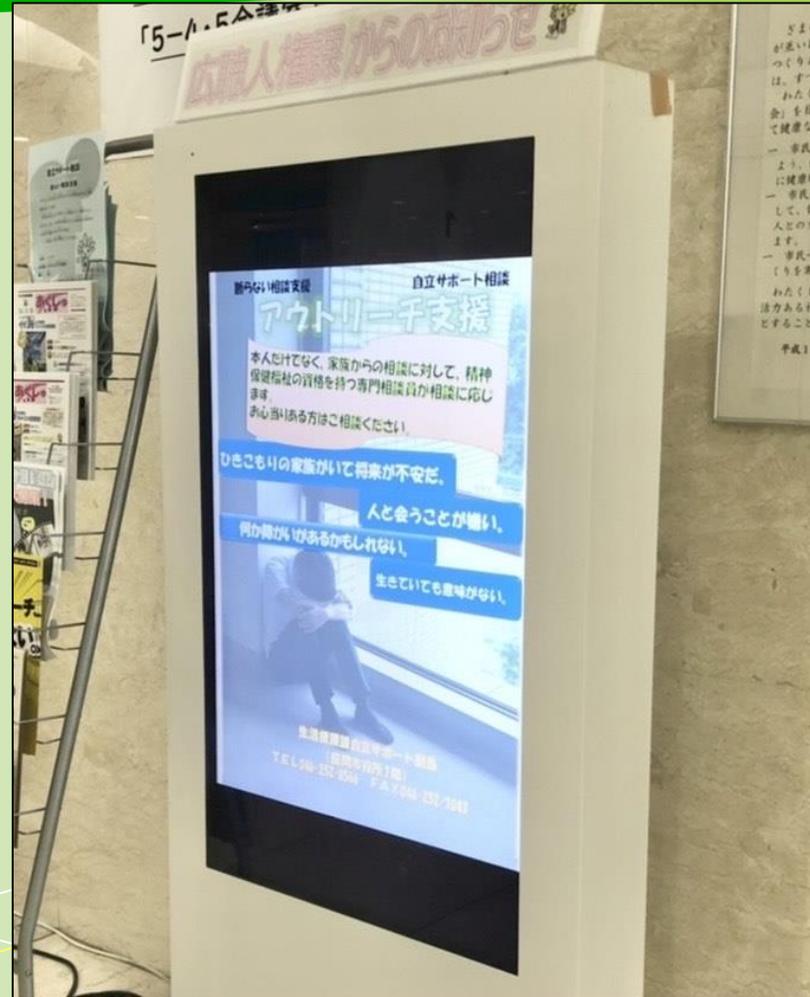
- 人と会うことが難い、いつも人とトラブルになってしまっている
- 生きていても意味がない、嫌な人がいる、誰かにも話したくない
- 生活のやりかたが見えない、何だか真意がわからない

話を聞いてみたい

本人や家族以外の方(親戚、近所の方など)からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。相談の秘密は厳守します。

●相談先 生活相談課
 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043
 ●受付時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時30分

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中
 ●郵送での申し込み 申し込み期間 ☎046(252)8684 (市政戦略課)
 ●受け取り場所 (座間駅前1階) 座間総合サービス ☎0720(11)429 (座間)



広報紙(市政戦略課)
 庁内掲示(広聴人権課)

自殺対策SNS等相談事業との連携

特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクと「連携自治体事業」協定を締結

2022年2月9日登録



市と特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンクは、2月8日に自殺対策SNS等相談事業における「連携自治体事業」協定締結式を行いました。

同協定は、同法人が自殺のリスクを抱えた方からSNSなどで受けた相談を、その相談者が居住する自治体（座間市）に「つなぎ支援」を行い、課題解決に向けた包括的な支援体制を構築することを目的としたものです。同法人が自殺対策の協定を県内の自治体と締結するのは初めてです。市は第一期「連携自治体」として、全国に先駆けて同法人と協定を締結し、自殺対策への取り組みを強化します。

締結式で市長は「本締結において自殺のリスクを抱えた方の課題解決に向けた包括的な支援につなげていけることを期待しています。今後も生活に困っている方の声を1人でも多く拾い、相談を受けたその先の支援をしっかりとできるような体制作りができればと考えています」と話し、同法人代表の清水康之さんは「相談者のSOSを受け取るだけでなく、その先の必要な支援を行うためには、行政との連携が不可欠だと考えています。本協定を機に座間市とともにさまざまな取り組みを一緒に進めていければと思います」と話しました。

問い合わせ先 障がい福祉課 TEL046(252)7978

（座間市の場合）

自殺対策主管部署と
生活困窮者自立支援制度
主管部署が連携して対応

<相談経路内訳：H30年度>

新規相談件数 437件

本人・家族からの相談 201件

庁内連携 106件

(内訳) 生活保護相談から 22件
その他庁内からの紹介 84件

庁外機関等からの紹介 89件

不明・その他 41件

→ 庁内、庁外の連携による相談が
 本人自ら連絡・来所とほぼ同じ

庁内	
生活保護担当	22件
市民税課	2件
収納課	13件
戸籍住民課	1件
広聴人権課	16件
消費生活センター	2件
商工観光課	1件
健康づくり課	10件
医療課	1件
国保年金課	13件
介護保険課	10件
障がい福祉課	8件
子ども政策課	5件
建築住宅課	1件
教育研究所	1件
合計	106件

庁外	
市社会福祉協議会	32件
地域包括支援センター	10件
コミュニティセンター	1件
民生委員	1件
はたらつく・ざま	3件
ユニバーサル就労	1件
ハローワーク	5件
ワンエイド	2件
病院	7件
介護施設	5件
高等学校	2件
不動産事業者	3件
弁護士など	1件
保護者など	1件
市議会議員	10件
保証会社	1件
こころの相談支援センター・ヌー	4件
合計	89件

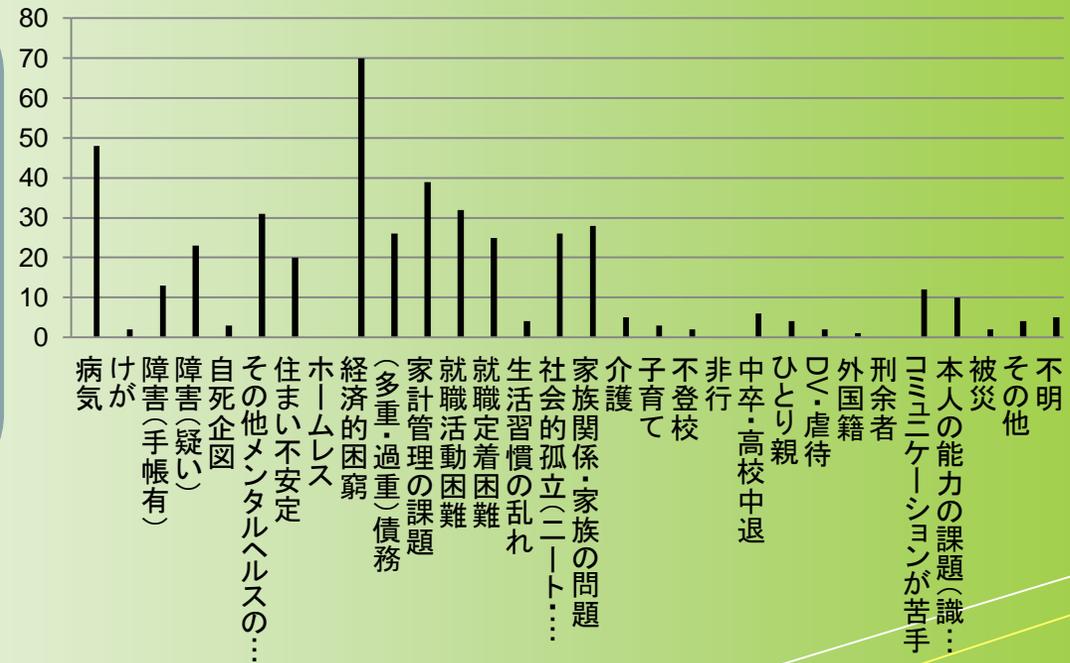
②「断らない相談支援」: 見えてきたこと(I)

複合的な課題を抱えている相談者像

初回アセスメント115件中 446個の課題(H30年度)

→1人当たり **3.88個**

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・住まい不安定	20



相談支援から見えてきた
「社会的孤立」と「包括的支援の必要性」

②「断らない相談支援」: 見えてきたこと(Ⅱ)

15

生活保護

- 要保護状態に介入
- 保護決定により最低生活を確保
- 各種扶助により
生活基盤を安定し、自立支援

生活困窮者自立支援

- 「最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある」状態に介入
- 生活困窮の状況・程度はさまざま
- さまざまな支援方法が求められる

行政・制度だけでは対応できない。

(制度上に位置づけられている機関との連携だけでは対応できない。)

ex. 中間的な就労に関すること、居住に関すること、一時的な食料支援等

では、どうするのか。

座間市では...

個別支援を通じた協働・連携から作られる支援体制

力を貸して下さい！

ダメもとです。

個の支援を通じて
地域の方々と
知り合う
(ご縁)



- ・自己完結しない
(“自己完結できない”強み)
- ・支援の実態を作る
(課題を顕在化させる)
- ・“ご縁”をつなぎあわせ、
ネットワークを形成していく
(ステークホルダーを増やし、
共感を広げる。)



多様な主体の参画による地域と行政が一体となった取り組み ¹⁷

「チーム座間」

- ・座間市生活援護課 自立サポート担当
(自立相談支援員・就労支援員・住居確保給付金担当・子ども健全育成支援員)
- ・座間市社会福祉協議会
(家計改善支援事業・子どもの生活・学習支援事業・生活支援コーディネーター)
- ・生活クラブ生協/NPOワーカーズコレクティブ協会/さがみ生活クラブ生協
(就労準備支援事業)
- ・厚木公共職業安定所(ハローワーク)
- ・認定NPOきづき/(社福)県央福社会ブックカフェひばりが丘(認定就労訓練事業)
※障害福祉サービス事業所
- ・(社福)中心会ユニバーサル就労支援事務局(社福公益事業)
- ・NPOワンエイド(一時生活支援事業・地域居住支援事業/フードバンク)
- ・神奈川県弁護士会 貧困問題対策本部(生活困窮者自立支援事業助言弁護士)
- ・相談オフィスわ〜くすけあ(アウトリーチ支援)

＜多様な主体の参画＞

任意事業等を推進することでプレイヤーを増やし、プラットフォーム化

※支援調整会議 (定例) 毎月1回、支援体制の検討・情報交換等実施

一時生活支援事業/地域居住支援事業 立ち上げ例



ある日、市内で高齢者の生活支援や住まいのサポートを実施している「NPO法人ワンエイド」に訪問した時のことでした。ワンエイドさんは活動開始当初は、高齢者への生活支援を中心に活動していましたが、高齢者の様々な生活ニーズに応じていくうちに居住に関するサポートもはじめた団体でした。

これまでの取り組みを通じて高齢者や母子家庭等の生活困窮が見えてきており、自分たちの団体でできることがあれば是非協力させていただきたくてお申し出をいただきました。ちょうど、当座の生活をしのぐための食料の確保について苦慮している頃でしたので、思い切ってダメ元でフードバンクに取り組んでいただけないかとお願いしたところ、ふたつ返事で「はい、やらせてください」とのこと。それからすぐに市内でのフードバンク活動がはじまりました。NPO法人ワンエイドさんとの連携はここからはじまりました。

※高齢者住宅財団発行「財団ニュース150号」より

委託先：NPO法人ワンエイド（居住支援法人）

※全居協会員

（内閣府）

第2回孤独・孤立フォーラム

（令和3年7月1日）

「生活困窮（食と住を中心として）」
登壇

居住支援法人の取組事例

①ホームレス等の低所得高齢者に対し、生活・住まいだけでなく「ひとりしなない」支援

NPO法人 抱擁（福岡）

- 空き家を改修し、高齢者、障害者、刑余者等の住宅確保要配慮者向けの共同住宅と、障がい者グループホームを整備。
- 生活支援付債務保証等を実施し、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者へ賃貸できる体制の構築。

②要配慮者が希望する物件を法人が借り上げて住まいと見守りを提供

社会福祉法人 悠々会（東京）

- 要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部屋ごとにサブリース契約を締結。
- 家主への支払いを減額した分で、入居後の24時間見守りサービスや日常生活支援を実施。

③ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

NPO法人 リトルワンス（東京）

- NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング。
- 生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施。
- 社会的・情動的孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催。

④外国人に特化して多言語による入居や退去の相談・支援を実施

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター（神奈川）

- 多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付。
- 多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成。
- 物件説明や契約の際など必要に応じて通訳ボランティアを派遣。

⑤不動産会社とNPOが表裏一体のスタイルで「決して断らない」支援を実現

NPO法人 ワンエイド（神奈川）

- 不動産会社とNPO法人の2つの立場で、住宅探しから生活相談まであらゆる相談に対して断らずに支援。
- フードバンク活動も併せて展開。

⑥住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

熊本市社会福祉協議会（熊本）

- 賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施。

国
交
省
HP
で
も
紹
介

「支援の実態を作る」 NPOワンエイド連携事例¹⁹

- ・ホームレス状態になった高齢者への支援
市税滞納による差し押さえから家賃未納→ホームレス状態に
⇒市税滞納により収納課から自立相談支援事業につながる。
(差押解除の調整/アパート入居相談/食料支援/見守り)
- ・ネットカフェ生活者
⇒市税滞納により収納課から自立相談支援につながる。
(アパート入居相談/家計改善支援・税分納相談)
- ・社員寮からの退去
⇒建築住宅課(市営住宅の相談)から自立相談支援につながる。
(就労支援/アパート入居相談/引っ越し作業)
- ・世帯主の傷病(うつ病)による収入喪失、住宅ローンが支払えない。
⇒障がい福祉課(精神保健担当)より自立相談支援につながる。
(妻の就労支援/アパート入居相談/物件売却/家計改善支援)

任意事業の拡充状況

生活困窮者自立支援事業

(生活困窮者自立支援法に基づく)

自立相談支援事業(H27.4~)

(相談支援・就労支援・住居確保給付金の給付)

家計改善支援事業(H28.7~)

就労準備支援事業(H29.10~)

子どもの学習・生活支援事業 (H27.4~/H30.7~)

※無料職業紹介事業(H27.11~)

黒字: 必須事業 赤字: 任意事業 ※法定外

20
複合的な課題を抱えている相談者像
初回アセスメント115件中 446個の課題

→1人当たり 3.88個

・経済的困窮	70	・病気	48
・家計管理の問題	39	・就職活動困難	32
・メンタルヘルス	31	・家族関係	28
・社会的孤立	26	・債務	26
・障害(疑い)	23	・ <u>住まい不安定</u>	<u>20</u>

「自立相談支援事業」
・経済的困窮 ・病気
・メンタルヘルス ・家族関係
「無料職業紹介事業」
・就職活動困難
「就労準備支援事業」
・社会的孤立 ・障害(疑い)
「家計改善支援」
・家計管理の問題
・債務

※相談者の抱えている課題の実態から
事業展開をしてきた経過がある。

「住まい不安定」(H28~H30)

新規アセスメント292件中 64件(21.9%)



課題として大きかったが未対応であった。



居住支援推進事業(その他事業)

※プロポーザル方式により選考

- (1) 住宅困難者が安定した住まいを確保できるよう、住まいに関する相談窓口を設置し相談に応じるとともに、希望に沿った賃貸物件情報の収集及び紹介
- (2) 住宅困難者への定期的な見守りや生活相談等、生活支援
- (3) 不動産関係者、福祉関係者、居住支援協議会の有する物件や、居住支援サービスの情報を収集し、不足しているものについては担い手を開拓

⇒ **NPO法人ワンエイド** に委託し、
令和元年7月から開始

(参考)一時生活支援事業とは別に居住支援事業を開始

▶一時生活支援事業・地域居住支援事業の更なる推進による居住支援の強化

拡充

推進枠

一時生活支援事業（居住支援の強化）

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
(内線2874)

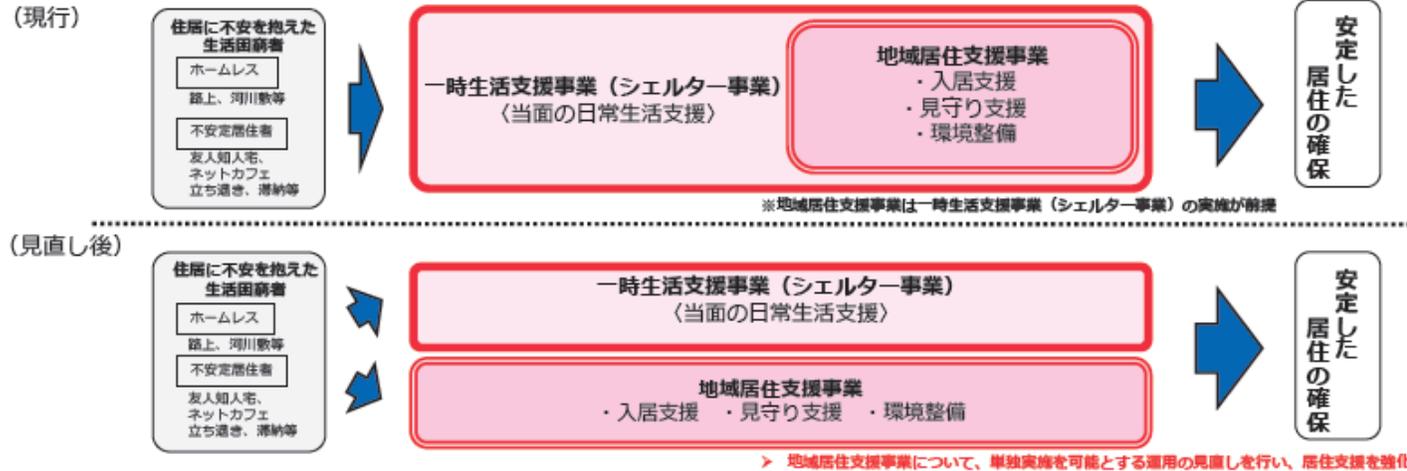
令和5年度概算要求額 649億円の内数 (594億円の内数) ※0内は前年度当初予算額

令和3年度事業実施自治体数：
一時生活支援事業：332自治体
地域居住支援事業：50自治体

1 事業の目的

- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体 (社会福祉法人、NPO法人等へ委託可)

厚労省「令和5年度予算概算要求の主要事項」より

「座間市生活困窮者自立支援地域ネットワーク研修事業」

座間市生活困窮者自立支援事業地域ネットワーク研修事業
 共催 神奈川県居住支援協議会 市町村居住支援協議会設立準備会議意見交換会

座間市および周辺の自治体の
 不動産事業者さま・貸主さま・福祉関係者さまへ

人と地域を
 “つなぐ”
 居住支援

この研修会をきっかけに、
 参加者皆で
 地域の連携体制構築を
 目指しましょう！！

平成30年
日時 12/14(金) 13:30~17:00

会場 座間市総合福祉センター
 サニープレイス座間 多目的室A・B
座間市緑ヶ丘1-2-1 座間市福祉推進部

対象 不動産事業者、貸主、
 福祉関係者(地域包括支援センター等職員等)、
 座間市及び周辺の自治体の建築課長・福祉部門職員、
 その他関心のある方

定員 100名 各町別に10名程度、随時定員

主催 座間市 (実行者：公益社団法人かながわの住まいまちづくり協会)
共催 神奈川県居住支援協議会

お申込みは窓口へ

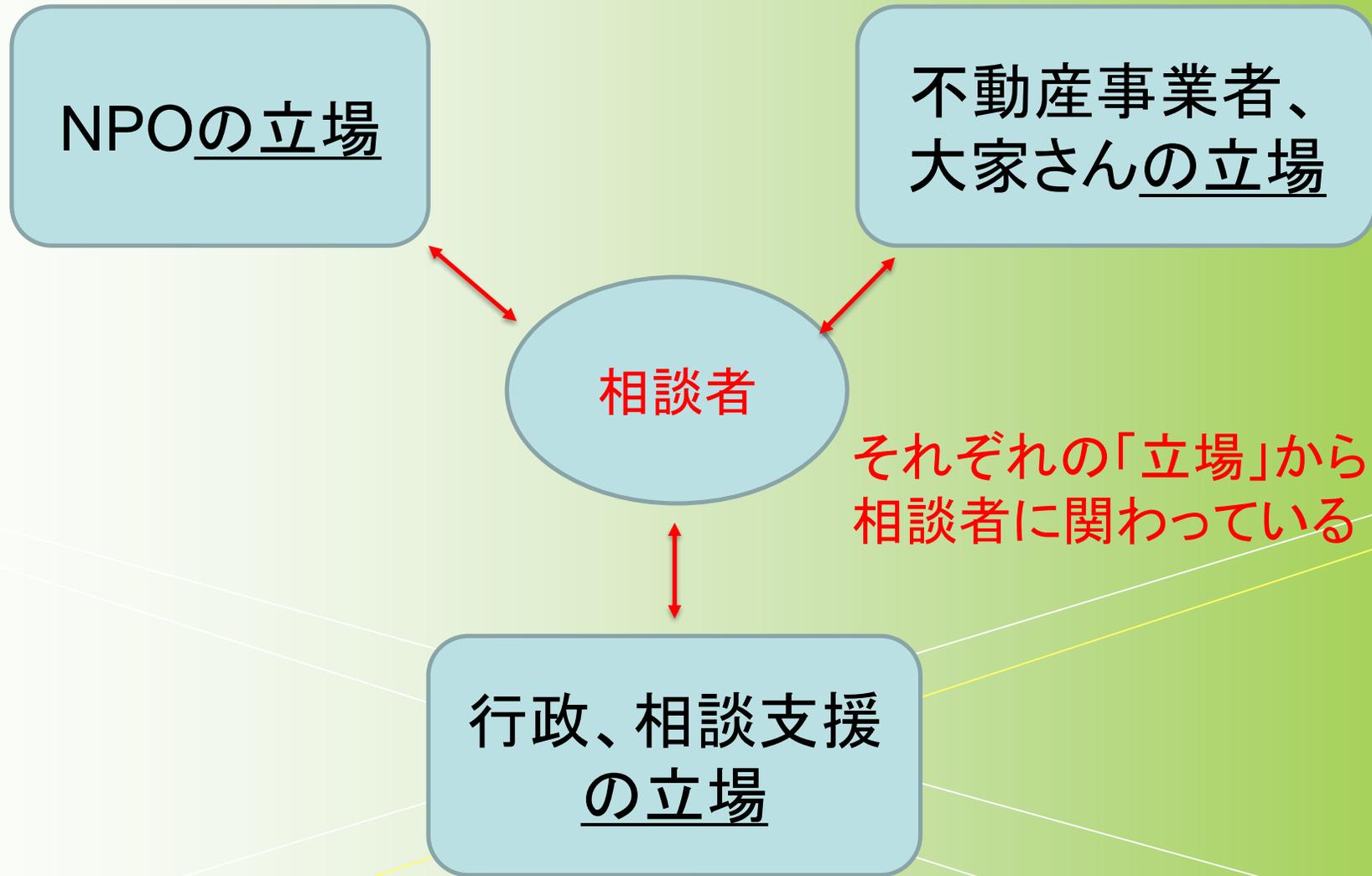
カリキュラム

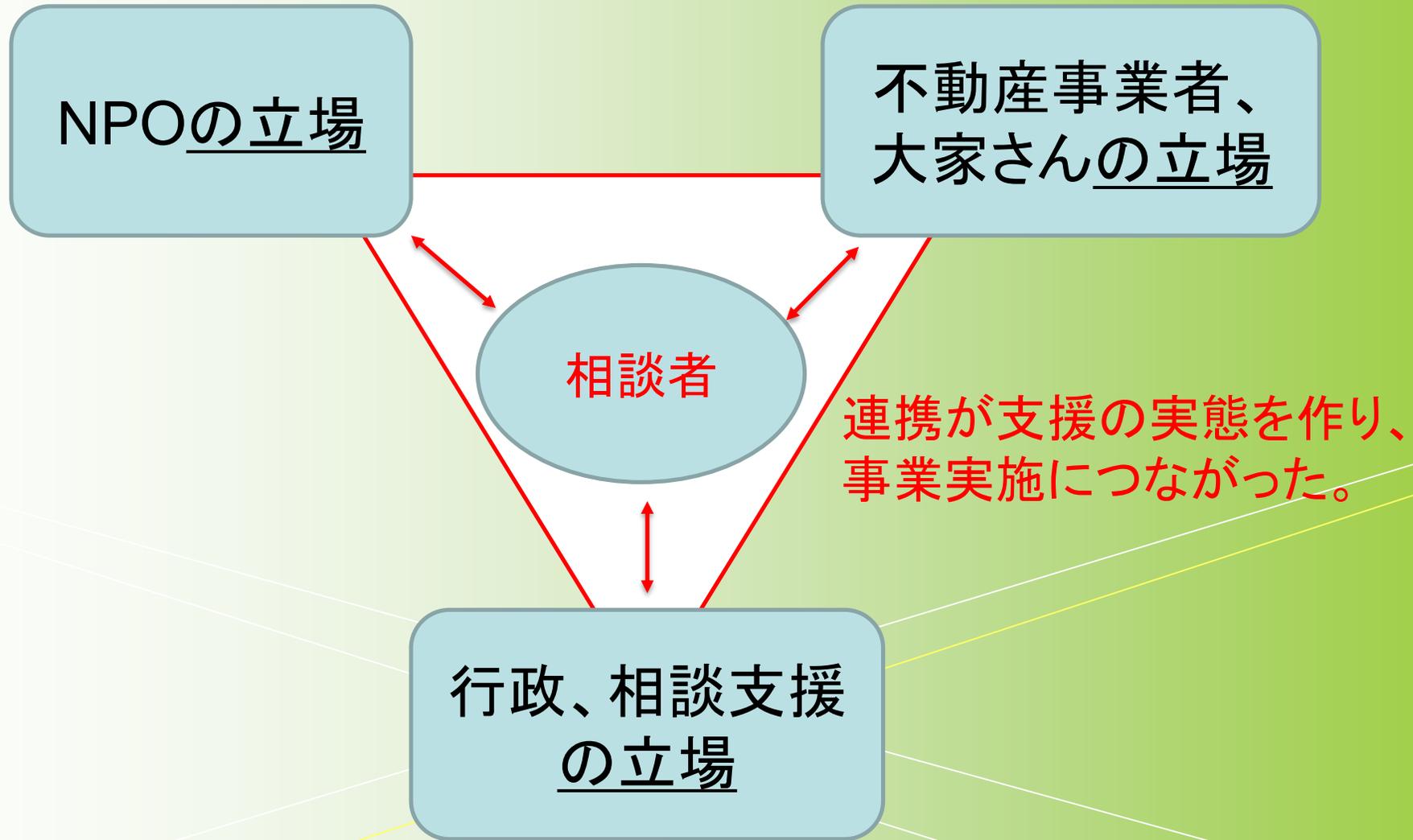
13:30~	オリエンテーション	
13:40~14:40	生活困窮者の自立支援と居住支援	講師 特定非営利活動法人 協働理事長 奥田 知志 氏
14:50~15:05	居住支援に求められる連携	講師 100プロジェクト・インシニエア
15:05~15:10	座間市における居住支援に係る取組	報告 座間市長 佐藤 隆夫 氏
16:10~16:40	人と地域を“つなぐ”居住支援	報告 座間市長 佐藤 隆夫 氏
16:40~16:55	意見交換内容の発表・講評	
16:55~17:00	市町村居住支援協議会の役割について	講師 神奈川県居住支援協議会

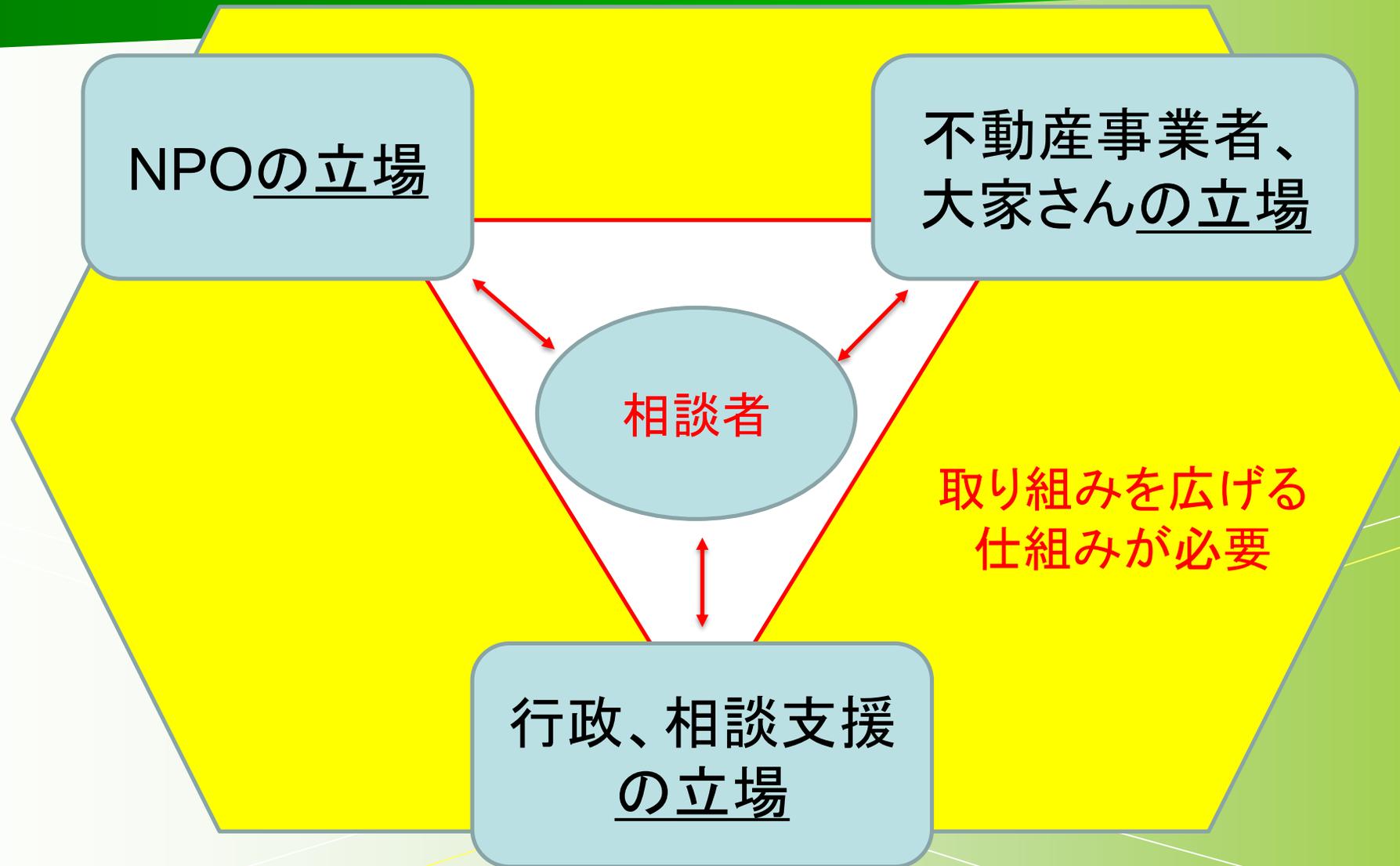


神奈川県居住支援協議会と連携し、研修会を共催。

県居住支援協議会の持つ不動産関係者のネットワークと地域の福祉関係者(地域包括支援センター・相談支援事業者等)をつなげ、関係づくりを通じて地域課題の共有をはかる試み。







「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(国土交通省)²⁷

(令和元年度)応募理由

庁内において居住支援に関する施策や住宅セーフティネットに関する施策について主管部署をどの部署とするか等の調整が不十分であり、居住支援協議会設立に向けた動きに至っていない。

居住支援には、住まいの確保等に関する支援(ハード)と住まいでの暮らしに関する支援(ソフト)が必要であると考えている。保証人や“身寄り”の問題など、単身高齢者の問題を中心に課題は顕在化してきているが、基礎自治体にハードとソフト両面に関して関係者が集い、課題を共有・解決していくためのプラットフォームがなく、有効な施策が打てない状況を問題と考えている。

➡ 3度の勉強会等の開催を通じて、住宅部局との課題共有を進めた。



住宅セーフティネットについての勉強会(2019.10.25)



県居住支援協議会研修会(2019.1.16)



住まいに関する支援の勉強会(2020.2.13)

住宅部局との連携による取り組みの深化(令和2年～)²⁸

①研修の開催(中止)

令和2年3月27日(金)

- ・市、高齢者住宅財団、神奈川県居住支援協議会による共催
- 伴走支援プロジェクトの“ご縁”

②市営住宅の保証人要件廃止

- ・令和2年3月議会に条例改正案を上程



③一時生活支援事業/地域居住支援事業を開始(4月)

- ・居住支援推進事業を強化

④フードバンクに相談補助員を配置(7月)

- ・「新たなつながり事業」第2次補正予算事業を活用

⑤コロナ離職者の市営住宅の一時入居を開始(7月)

- 相談支援・居住支援との連携により早期生活再建を目指す

座間市居住支援協議会設立(令和3年6月)

居住支援協議会
2021年6月1日登録

市居住支援協議会は、経済的に困りの方、高齢の方、障がいのある方、子育て中の方、外国籍の方など、住まい探しにお困りの方および住宅を貸し出している方への情報提供や円滑な入居に必要なことを話し合うことで、豊かで住みやすい地域づくりに貢献することを目的としています。

協議内容

- ・ 住まい探しにお困りの方の円滑な入居の促進および居住の安定方策に関すること。
- ・ 住まい探しにお困りの方および住宅を貸し出している方に対する情報提供などに関すること。
- ・ 既存の住宅資源を活用した住まい探しにお困りの方向けの賃貸住宅の供給促進に関すること。
- ・ その他、目的達成に必要な事業に関すること。

会員 (五十音順)

一般財団法人 高齢者住宅財団
 公益財団法人 神奈川県宅地建物取引業協会相模南支部
 公益財団法人 かながわ住まいまちづくり協会
 公益財団法人 全日本不動産協会神奈川県本部さがみ支部
 座間市 (市民協働課、広聴人権課、介護保険課、福祉長寿課、障がい福祉課、生活援護課、子ども政策課、子ども育成課、都市計画課、建築住宅課)
 座間市障がい児者基幹相談支援センター
 社会福祉法人 座間市社会福祉協議会
 社会福祉法人 足跡の会
 特定非営利活動法人 神奈川県空き家サポート協会
 特定非営利活動法人 ワンエイド
 ホームネット 株式会社

※座間市は行政組織順です。

<会員>

- 一般財団法人 高齢者住宅財団
- 公益財団法人 神奈川県宅地建物取引業協会相模南支部
- 公益財団法人 かながわ住まいまちづくり協会
- 公益財団法人 全日本不動産協会神奈川県本部さがみ支部
- 座間市
(市民協働課、広聴人権課、介護保険課、福祉長寿課、障がい福祉課、生活援護課、子ども政策課、子ども育成課、都市計画課、建築住宅課)
- 座間市障がい児者基幹相談支援センター
- 社会福祉法人 座間市社会福祉協議会
- 社会福祉法人 足跡の会
- 特定非営利活動法人 神奈川県空き家サポート協会
- 特定非営利活動法人 ワンエイド
- ホームネット 株式会社

属性を問わない「断らない相談」がつくるもの (居住支援の視座から)

30

どんな相談も「断らない」でまずは受け止める。
職員にとっては「断れない」相談事業⇒市民と向き合う姿勢が問われる。

- 個別の相談支援を通じて、庁内・地域・社会資源がつながってくる
- 相談が集まることによって、さまざまな支援の必要性が見えてくる



「個の支援を通じた支援体制づくり・地域づくり」

- I 個を支援する事で他部署や地域とつながる
 - II つながりをつなげてゆく
 - III つながりを「仕組み」へ
- ⇒ 「座間市居住支援協議会」

「包括的な居住支援」のための協働のプラットフォームへ



(参考)

ルポルタージュ

『誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課』

(篠原匡著/朝日新聞出版)令和4年6月出版

居住支援とフードバンク

～ NPOと不動産会社の連携 ～

NPO法人ワンエイド

理事長 松本 篤

理事 石塚 恵

NPO法人ワンエイドの成り立ち

所在地・神奈川県座間市相模が丘4-42-20 ・NPO設立平成23年1月
神奈川県まちづくり協会入居支援事業団体として神奈川県に登録。
平成29年度住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援 実施事業者として活動
令和元年8月 神奈川県居住支援法人の指定を受ける
令和元年 座間市より居住支援推進事業委託 令和2年 自立相談支援補助員委託
令和2年 一時生活支援事業委託



理事長 松本 篤

親が要介護になり、「介護保険でまかないきれない部分を安価でサポートしよう。」と不動産会社に勤めながら、高校の友人同士でNPO法人ワンエイドを設立し、生活サポートと送迎サービスを始める。NPOとして高齢者のサービスを行う中、「引越したいけど貸してくれるところがない。」「役所に相談に行っても、不動産屋に行ってみてと言われ門前払いになる。」と多くの相談を受ける。門前払いを絶対にしない！を理念に、H24年理事が不動産業を立ち上げる。

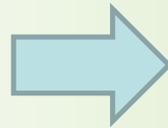
住まいのサポートを行うと、「年金前は食べ物がない」「生活保護を受けているが食べ物の相談はできない」などの声を受け、フードバンク事業を開始。

現在、高齢者、障害者、児童養護施設出身者等属性を問わない住宅支援とこども食堂や生活困窮者へ食料の支援、生活の相談業務を月に約200件以上行っている。

理事 石塚 恵

座間市との一時支援事業・地域居住支援事業

住まいの相談がしたい！



生活サポート
フードバンク
見守り



絶対に門前払いしない不動産屋

アパートを借りにくい人って？



- 高齢者→一般的には65才以上は難しい
- 障害者→特に精神障害の人は難しい
- 外国人→生活習慣や言葉の問題

その他にも・・・

- ・生活保護になるための部屋を借りたい
- ・児童養護施設出身の未成年
- ・殺人や傷害事件を起こしたが、心神喪失の為不起訴
- ・アル中で市営住宅を追い出された
- ・ALSなどの病気で転居を余儀なくされる
- ・無料定額宿泊所から脱出

行政・NPO・家主さん・不動産業者の協力が
絶対に必要！
何とかして
住まいを見つけたい

連携することで支援を広げる

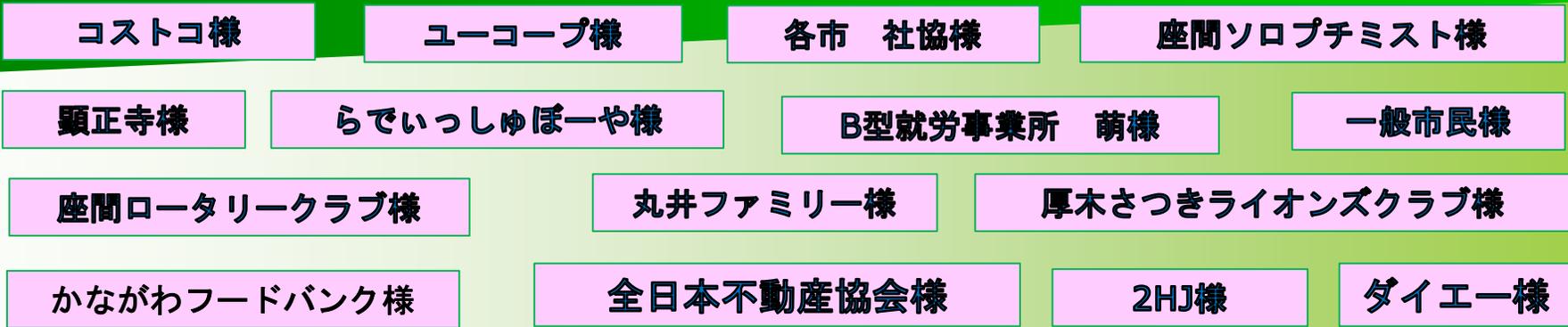
・行政、社協、包括、地域との連携で**SOS**を見逃さない。

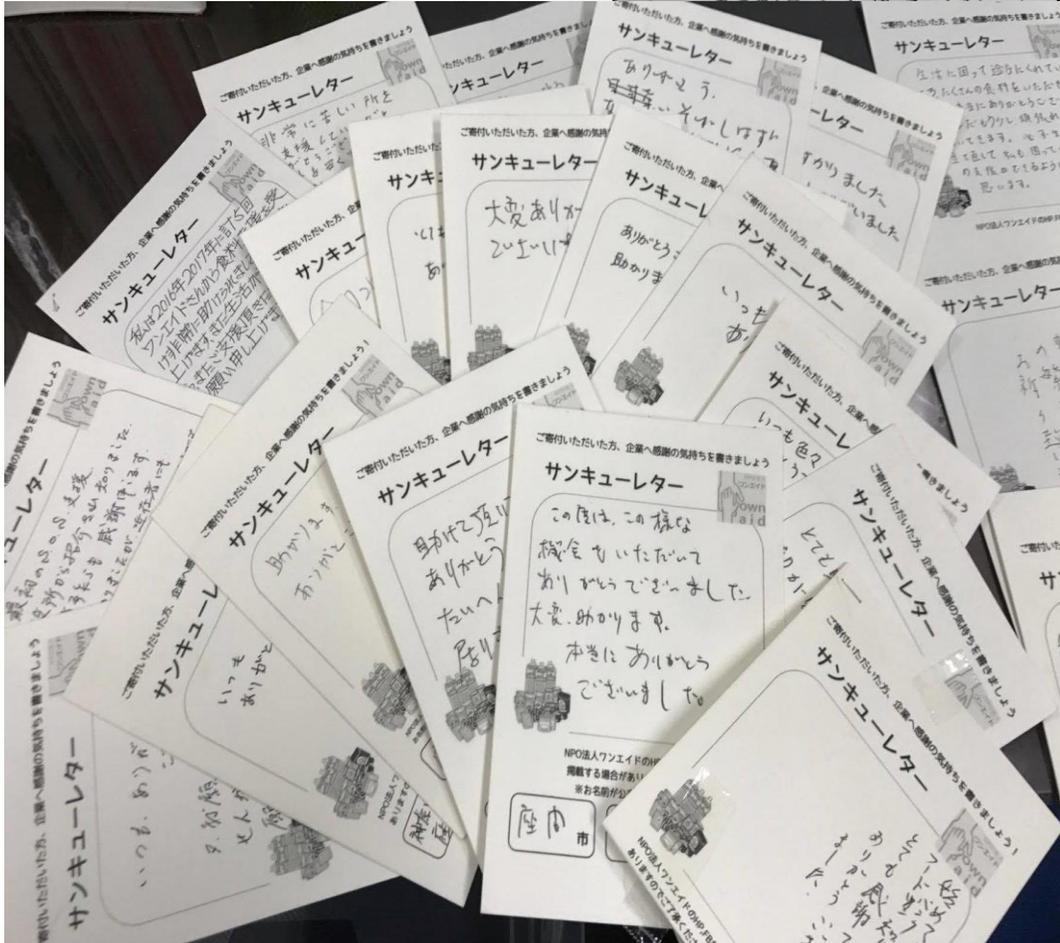
- ・生活保護申請中の間の食料。
- ・ホームレスやDV被害者、高齢者からの相談。
- ・年金前、こども食堂、地域サロンからの情報。
- ・住まいや食べ物、生活に関する相談を含め、月に200件以上の相談が来る。

- ・企業様からのフードドライブ
- ・座間市協力によるフードドライブ、食品ロスの広報
- ・地域の企業、農家、個人の方からの食料の寄付
- ・企業様からのフードドライブ・活動資金の助成



**支援が必要な人たちを、
地域で連携しサポートしていく！**





サンキューレター

生活に困って途方にくれていた
と、おたくさんの食料をいただき
ました。本当にありがとうございます。
また、もう少し頑張れるわ
か、返ってきます。必ず生活を

サンキューレター

この度、ご支援
頂きありがとうございます。
これから一生懸命がんばり
ます。
本当にありがとう
ございます。

サンキューレター

利用させていただいたのは2度目ですが
生活に困っている者にと、では本当にた
か知ですか。
食べたことのないようなものもあり
ますが、感謝をしながら食いた
いでいます。
本当にありがとうございます。

サンキューレター

頂いた善意を糧に、
必ず社会復帰します。
ありがとうございます。

サンキューレター

この度、あなた
の支援をいただき、大変
感謝しております。
ご寄付頂いた方々に報い
たいです。
前向きに努力して
まいります。

NPO法人ワンエイドのHP、FBなどで文章の一部を

サンキューレター

1月15日の食料支援、本当に
ありがとうございます。
又、同じ日に食料支援をいただき、
本当にありがとうございます。
本当にありがとうございます。
本当にありがとうございます。

サンキューレター

月一回、この食料支援、本当に
ありがとうございます。
本当にありがとうございます。
本当にありがとうございます。
本当にありがとうございます。

サンキューレター

初めまして、私は増田と
言います。この程、座間市役所生活
援護課、外村様の紹介でNPO法人
ワンエイドを知り、早速TELしました。
ワンエイドの方も気持ちよく対応してくだ
さいました。毎日即席麺ばかり食べていた
が、毎朝の白いご飯を食べて家族3人
で食事をすることができて、本当に

サンキューレター

こんなにちね、せり
いありがとうございます。
本当にありがとうございます。
本当にありがとうございます。

サンキューレター

ありがとうございます。
本当にありがとうございます。
本当にありがとうございます。

私たちの為に寄付してくだ
さいました。本当にありがとうございます。

近年、生活困窮者が増え、
格差・貧困が拡大しています。
より良い生活が送れるよう、
ワンエイドとプライムは、
食と住まいで支えます。

私たちは、
絶対に
見捨てない。

